

# 建設局安全衛生委員会メンタルヘルス部会要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、建設局安全衛生委員会メンタルヘルス部会(以下、「部会」という。)の任務、構成、運営その他必要な事項を定め、職場における職員のメンタルヘルスケアを推進することを目的とする。

## (任務)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を調査審議する。

- (1) 職場におけるメンタルヘルスにかかる実態の把握に関すること。
- (2) メンタルヘルスケア対策の検討・実施に関すること。
- (3) その他メンタルヘルスケアの推進に関すること。

## (構成)

第3条 部会は、次の委員をもって構成する。

- (1)建設局安全衛生委員会安全衛生連絡会議構成員の代表 30名をもって構成する。
- (2)産業医

## (部会長)

第4条 部会に部会長を置き、総務部職員課長をもってこれに充てる。

## (部会長の職務及び代理)

第5条 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

2 部会長に事故あるときは、部会長が委員のうちからあらかじめ指名した者が部会長の職務を代理する。

## (運営)

第6条 部会の議長は、部会長が務める。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決する。

3 部会長が必要と認める場合は、部会に委員以外の者を出席させ、その者の意見を聞くことができる。

## (事務局)

第7条 部会の事務を処理するため、部会に事務局を置き、総務部職員課長代理及び総務部職員課担当係長をもってこれに充てる。

附 則 この要綱は、平成19年8月16日から実施する。

附 則 この改正要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 この改正要綱は、平成29年4月1日から実施する。